

20030055(2/2)

厚生労働科学研究費補助金
政策科学推進研究事業

家族構造や就労形態等の変化に対応した
社会保障のあり方に関する総合的研究

平成15年度 分担研究報告書（第2分冊）

主任研究者 寺崎 康博

平成16(2004)年3月

厚生労働科学研究費補助金
政策科学推進研究事業

家族構造や就労形態等の変化に対応した
社会保障のあり方に関する総合的研究

平成15年度 分担研究報告書（第2分冊）

主任研究者 寺崎 康博

平成16(2004)年3月

家族構造や就労形態等の変化に対応した社会保障のあり方に関する総合的研究

平成15年度分担報告書（第2分冊）

所得分配と人々の不平等感との関係に関する社会学的研究

目 次

第1部 分担研究報告-----	1
第2部 各研究報告-----	7
第1章 機会の平等に関する考察 2 - - 柔らかな positivism からの接近-----	9
佐藤 俊樹（東京大学大学院総合文化研究科・教養学部助教授）	
第2章 就業意欲も就学意欲も失った若者たち - 若年無業者に関する研究ノート -----	19
玄田 有史（東京大学社会科学研究所助教授）	
高橋 陽子（学習院大学大学院）	
第3章 高校生の国家・社会意識と学習時間の階層差-----	35
： 日本とシンガポールの比較研究	
苅谷 剛彦（東京大学大学院教育学研究科・教育学部教授）	
第4章 社会階層と階層帰属意識の国際比較 -----	51
石田 浩（東京大学社会科学研究所教授）	
第5章 地域格差、職業格差 - 収入における人的資本効果の測定-----	81
西村 幸満（国立社会保障・人口問題研究所室長）	
第6章 豊かさの中の分裂：急増する金融資産の無い家計-----	107
松浦 克巳（広島大学経済学部教授）	
第7章 限界税率の変更が課税所得に与える効果：課税所得の弾力性の推計 -----	133
宮里 尚三（国立社会保障・人口問題研究所研究員）	
第8章 所得格差からみた成人未婚のいる世帯 -----	147
白波瀬 佐和子（筑波大学社会工学系助教授）	
第9章 ジェンダーと社会保障 - 高齢単身女性の社会経済的地位からみた一考察 ---	163
白波瀬 佐和子（筑波大学社会工学系助教授）	

参加研究者名簿

- 主任研究者： 寺崎 康博（東京理科大学経営学部教授）
- 分担研究者： 府川 哲夫（国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部長）
白波瀬 佐和子（筑波大学社会工学系助教授）
- 研究協力者： 阿部 彩（国立社会保障・人口問題研究所国際関係部第2室長）
石田 浩（東京大学社会科学研究所教授）
稻垣 誠一（農業者年金基金数理役）
大石 亜希子（国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部
第2室長）
小塙 隆士（東京学芸大学教育学部助教授）
苅谷 剛彦（東京大学大学院教育学研究科・教育学部教授）
玄田 有史（東京大学社会科学研究所助教授）
佐藤 俊樹（東京大学大学院総合文化研究科・教養学部助教授）
田近 栄治（一橋大学大学院経済学研究科教授）
西村 幸満（国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部
第2室長）
古谷 泉生（財務省財務総合政策研究所研究官）
松浦 克己（広島大学経済学部教授）
宮里 尚三（国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部
第3室研究員）

第1部 分担研究報告

厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業
「家族構造や就労形態等の変化に対応した社会保障のあり方に関する総合的研究」
分担研究報告書

所得分配と人々の不平等感との関係に関する社会学的分析
分担研究者 白波瀬 佐和子 筑波大学社会工学系助教授

研究要旨

バブル経済が崩壊し、人々は不平等感を強めていったことはメディア等を通じて周知のことである。ここでの不平等感は、単なる経済的な要因のみならず、年齢、ジェンダー、職種、学歴など、より総合的な要因の結果によるものと考えられる。本研究は所得を中心に、年齢、ジェンダー、世帯、職種、学歴などから社会経済的格差についてミクロデータや独自のアンケート調査データを用いて実証的に検討する。さらに、理論的なアプローチを用いて機会の平等について考察する。

A 研究目的

本研究の目的は、所得を中心に年齢、ジェンダー、世帯、職種、学歴などから社会経済的格差を実証的、理論的に検討することにある。具体的には高齢者の世帯構造、成人未婚子世帯、学歴差や階層意識、さらに機会の平等といった観点を組み入れることで多角的に格差について検討することを目的としている。

B 研究方法

本研究は、アンケート調査データや厚生労働省『国民生活基礎調査』、『所得再分配調査』のミクロデータを用いた計量分析と、機会の平等についての理論的検討という2つのアプローチを採用する。

(倫理面への配慮)

マイクロデータを使用の際には、個人が特定されないように十分留意するとともに、個人情報の流出のないように細心の注意を払う。

C 研究結果

今年度は研究会での議論を踏まえて、研究成果を以下の9論文にとりまとめた。

「機会の平等に関する考察2 —柔らかな positivism からの接近—」(佐藤論文)では、機会の平等批判のいう「本人に原因する」と「本人に原因しない」の間には本来質的な差異があり、その差異に注目すれば従来の「強い機会の不平等論」に代わって「弱い機会の不平等論」を構成できる。これは特定のケースにおいてのみ機会の不平等が同定可能であるという立場に立ち、実証的な手続きをより良く定式化できるだけでなく、「弱い結果の不平等論」とも両立可能である点を論理的に整理した。

「就業意欲も就学意欲も失った若者たち—若年無業者に関する研究ノートー」(玄田論文)では、2002年以降、就業も進学も希望しない25歳未満の若者の急増についての調査結果から、現在行われている諸政策の吟味・検討を行いその抑制策として次の

ような提言をまとめた。第一に、個々の可能性に対する自信を回復させるような個別（マン・ツー・マン）の相談相手の確保、第二に、中核を占める中退者、中卒者のための対策である。第三に、在学時代での早期「自信」体験を学校現場で提供できる環境を整備すること。そして何より政策的な観点から適切な現状把握がもっと必要なものである。

「高校生の国家・社会意識と学習時間の階層差——日本とシンガポールの比較研究」（苅谷論文）では、シンガポールに比べ日本の方が平均学習時間が短い一方で、学習時間による階層差が大きいことが明らかになった。

「社会階層と階層帰属意識の国際比較」（石田論文）では、学歴・職業的地位・所得と関係して階層間の格差が見られ、その格差のパターンは日米独で類似していた。さらに個人がどのように不平等を認知し、自らの階層的な地位を位置づけるかを分析すると、人々の階層帰属意識は学歴、職業的地位、所得、階層によって影響をうけていることが日米独で明らかになった。

「地域格差、職業格差—収入における人的資本効果の測定」（西村論文）では、地域労働市場内に構成される職業の効果を考慮したうえで収入に影響を与える教育の効果について検討を行った。地域労働市場の効果は、統制変数として個々に有意な影響を与えていることが示唆され、さらに個々の地域労働市場ごとにことなった収入決定のメカニズムが存在し、人的資本の効果にも多様性が確認された。

「豊かさの中の分裂」（松浦論文）では、日本家計の金融資産の分布状況を把握し、豊

かな日本のイメージの実態を確認した。その結果、生活保障を担う私的保障の部分が1990年代以降急激に崩れている実態が明らかになった。今後の政策展開に当たっては1/5、あるいは1/7の家計は、金融資産が非常に脆弱なため、なにかあれば直ちに生活困窮に直面することを踏まえなければならない。かつこうした層が家計全体に占める比率が上昇していることを踏まえて行われるべきがある。

「限界税率の変更が課税所得に与える効果：課税所得の弾力性の推計」（宮里論文）では、限界税率の変更が課税前所得にどのように影響を与えるのかについて『国民生活基礎調査』の86年、89年、92年、95年、98年を用いて検討を行った。その結果、所得階級のとり方でその値が変わることを確認した。さらに弾力性の値は自営業者や雇用者、公務員といった職業間での値が変わる可能性がある。

「所得格差からみた成人未婚のいる世帯」（白波瀬論文）では、少子化との関連で注目されている親と同居する成人未婚子のいる世帯に着目して、1980年代半ばからの時系列変化について検討した。成人未婚子のいる世帯は成人未婚子のいない世帯に比べて所得格差が有意に小さいわけではなく、成人未婚子のいる世帯内での経済格差が明らかになった。

「ジェンダーと社会保障—高齢単身女性の社会経済的地位からみた一考察一」（白波瀬論文）では、高齢者層で単身者が増加している状況に注目し、単身高齢者の経済状況のジェンダー差を国際比較の観点から検討した。比較対象国に共通して高齢単身女性の経済状況は概して恵まれていないこ

とが明らかになった。特に日本の場合、単身で生活するにあたって子どもと同居するか否かの選択が介在している点が、低い単身高齢女性の経済的地位と関連していると考えられた。

D 考察

それぞれの論文の考察を簡単にまとめるところになる。

- 「弱い結果の不平等論」は、自らが意図しない、本人に何ら原因がない不平等を論じるにあたっての有効な理論枠組みを提供できる。
- 就業もせず、進学も希望しない25歳未満の若者たちに「自信」を持たせるような対策の必要性を提示した。
- 学習時間は階層差と関連しており、現在のゆとり教育政策がかえって階層差を拡大させている可能性を、シンガポールと日本の比較から検討した。
- 階層帰属意識は、日米独とともに、所得や職業上の地位、学歴と大きく関連していた。
- 地域労働市場ごとに異なった収入決定メカニズムが存在することが明らかになった。
- 生活保障を担う私的保障が最近低迷している状況が明らかになった。
- 所得弾力性は、自営業、雇用者、公務員といった職業によって異なることを明らかにした。
- 成人未婚子のいる世帯は豊かな層にのみ傾倒していないことが時系列的に検討して明らかになった。
- 高齢単身女性の経済状況は他国も同様に低いことが恵まれないことが明らか

になった。

E 結論

本研究では、年齢、ジェンダー、職種、学歴、世帯構造、地域に着目し、社会経済的格差を多面的に検討した。その結果、不平等観が他国に比べてわが国が取り立てて高いわけでもないが、高齢単身女性の恵まれない状況が国際比較から明らかになった。不平等意識と社会経済的格差について、さらに多面的な検討を進めていく。

F 健康危険情報

なし

G 研究発表

1. 論文発表

- 佐藤俊樹「不平等社会のゆくえと共同の論理「弱者」から「敗者」へ」『生活経営学研究』38,3-7,日本家政学会生活経営学部会,2003.

2. 学会発表

- 白波瀬佐和子「ジェンダーと社会保障—高齢単身女性の社会経済的地位からみた一考察一」日本公共政策学会(法政大学、2003年6月)

H 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

第2部 各研究報告

機会の平等に関する考察 2

——柔らかな positivism からの接近——

佐藤俊樹

2. 「弱い機会の不平等論」の可能性 原因－平等主義をこえて (1. は前年度報告書を参照)

2.1

1. 「機会とは何か」では、機会の平等原理は現実にはいかなる配分原理になりうるかを考えた。その結果、わかったのは「機会の平等」原理を適用できる状況はかなり限られているということであった。「機会」という概念には不確定性が内在している。それが「平等」を確保することを困難にする。「平等」は何らかの調整をかけることを含意するが、その調整の根拠を「機会」の不確定性がゆるがすのである。

これは奇妙とまではいわないにせよ、少し意外な結論であった。機会の平等原理は普遍性をもつ正義だと考えられている。どのような状況においても適用できる原理だと考えられている。けれども実際には、機会の平等原理を生かせる状況はそれほど多くない。「初期条件の均一性が何らかの形で保証されている場合か、最終利害の不確定性が何らかの形で存在しない場合」にかぎられる(佐藤, 2003)。この前提をみたす主な事例は、いまもでもなく市場、正確にいえば市場モデルである。

それゆえ、機会の平等原理は市場原理主義とまではいかないにせよ、市場という資源分配の制度モデルと内在的に強く結びつく。理想的な市場があれば機会の平等が保たれるというだけではない。市場がなりたっていると考えることと、機会の平等原理が適用できると考えることは、ほぼ同じことなのである。機会の平等原理は市場の外にあって、市場を規制するものではない。

2.2

この点で機会の平等原理と市場モデルの関係を考え直す必要がある。

両者の関係はいまでもなく一通りではない。例えば、現実の市場では機会の平等が守られていないという主張だ。これは現実の市場が市場モデルとはちがうというのに実質的にひとしい。同義反復的ではあるが、それだけに内在的な難点はない。

他方、市場モデルを退けた上で機会の平等を守るという主張はかなり困難なものになる。Roemer のような分析的マルクス主義や、Sen の capability 論も解釈によつては、こちらになるが、この場合、「機会」という不確定をふくみつつ平等な配分を可能にするメカニズムを新たに構想しなければならない。すぐに思いつくのは、何らかの形で行為選択肢集合の大きさを事前に調整するというものである。いいかえれば、それぞれの人がもつてゐる「機

会」を測定して、その大きさを調整する。

これは二つの問題をはらんでいる。a)行為選択肢集合の大きさをどうやって測るか、とb)その大きさを具体的にどうやって調整するかだ。

例えば、Roemer は特定のカテゴリーの人々が財を獲得できる頻度を行為選択肢の大きさと考えている。「第一に、…最初に各個人の選択に影響を与え、彼らのコントロール能力を超える（と社会がみなす）周辺環境の構成要素をとりだし、…各個人を同値類に分ける。第二に、各タイプでの行為選択の分布を実際に調べることにより、各個人のさまざまな行為に対するアクセスを決定する」(Roemer, 1996=2001, 320-321)

この測定法は一見もっともらしいが、よく考えるとかなりあやしげである。第一にこの頻度はあくまでも過去の情報であり、将来の可能性を示すものではない。例えば、1965 年生まれの日本国籍女性の 5% が 40 歳時点で企業の管理職についているからといって、1985 年生まれの日本国籍女性が 40 歳時点で管理職につける確率が 5% であるとはいえない。

第二に、この頻度の数値はどのカテゴリーをつかうかによって変わってくる。1965 年生まれの日本国籍女性か、1965 年生まれの日本語を第一言語とする女性か、1965 年の東京都州生まれの日本国籍女性か、そのどれで測るかによって数値が変わる。あるカテゴリーに固定したとたん、別のカテゴリーで測った場合にくらべて有利不利が発生する。測るだけならともかく、それを通じて具体的な調整をかけるとすれば、どのカテゴリーで測るか自体が高度に政治的イッシュになるだろう。さらに、たとえあるカテゴリーに固定できたとしても、具体的にどうやって可能性の大きさを変えられるのかはわからない。

市場を通さずに機会の平等を実現するには、a)個々人レベルの正確かつ詳細な情報と、b)本来不確定な個人の行為を有効に制御する方法が必要になる。a) b) をともにみたす強力な「知識」や「科学」を現在私たちはもっていないが、かつてそういう「知識」や「科学」があると信じられていたことはある。いうまでもなくマルクス主義である。過去の経緯から将来が予測できるという史的唯物論への信仰。中央政府が個々人の行為を直接管理できるという計画経済への信仰。20 世紀のマルクス主義はこの二つの信仰、いや渴望にさえられてきた。Roemer の機会の平等論もその系譜につらなるものだといってよい。

同じことは、capability の測定に関してもいえる。これについては 1. で主題的に論じたのでくり返さない。

2. 3

Roemer らの機会の平等論がまちがっているわけではない。分析的マルクス主義は市場モデルをしりぞけることで、市場モデルの曖昧な信頼にかくれてきた機会の平等原理のむずかしさを明るみにだしたにすぎない。

市場モデルを導入すれば、a) b) のうち b) は解決する。少なくともかなりよく解決するものである。b) がどのように解決されうるかは「機会」とは何かという定義に依存するが、1. でみたように、「機会」の一般的イメージが市場を前提しているので（「市場的社會」の

ような術語はその直截な表現だろう)、定義によって b) は解決されると考えてよい。いいかえれば、分析的マルクス主義の困難は、「機会」という概念を強引に市場から引き離そうとするところからきている。

それに対して、a) については、市場を導入しても大きなちがいはない。初期条件が均一化されている理想的な市場モデルを強引にもちこまないかぎり、個々人のどんな属性が特定の財の獲得にどの程度影響するかを考えざるをえない。初期条件のちがいを市場自身が解決するわけではないからだ。そして、それについて何らかの知識をえて調整を図ろうとすると、分析的マルクス主義と同じような困難にぶつかる。

例えば、過去の情報をもとにある程度予測をたてて何らかの調整をすることはできる。その場合、調整の手段がドラスティックであればあるほど(=教育の自由や家族制度などの基本的制度に抵触する可能性が高いほど)、予測の正しさが問われてしまう。ところが、1) これが過去の情報からの類推である、2) そのカテゴリー(=要因変数)が真の原因かどうかわからない(そのため調整自体が別の不平等を発生させる可能性がある)、という点で限定的な正しさしかあたえられない。それ以上の正しさを主張したければ、実証的な測定・推定というよりも、「格差がいかなる理由によって発生しているのか」という社会成員の信憑(「一次理論」とか "folk theory" とよばれるもの)に裏付けられている)に訴えざるをえない。

もちろん、正しさの要求水準は調整手段のドラスティックさによってかわる。例えば事前調整ではなく、事後的な補償であれば要求水準はかなり低くなるが、それについては 3. でふれることにする。

2. 4

これは機会の平等論をどのように構築するかという根本的な問題にかかわってくる。

現在、機会の平等論を構築する上で、標準的な論理となっているのは R. Dworkin が提唱した「資源の平等」論である。これは「個々人に責任があることによる格差は調整(=強制的な配分) の対象にしない、個々人に責任がないことは調整の対象にする」という考え方だ。

資源の平等論はかなり強力な立場である。私もかつて「機会の不平等」の定義を考えてみたことがあるが、結果的にかなり似た定義になった。そのとき私が考えついたのは、「本人に帰責できない過去の状態が本人のえた地位と関連している場合に「機会の不平等がある」といえる」というものだった(佐藤, 2001, 243)。舞台裏をばらせば、これはかなり苦しい定義で、「責任」とはいわず、「帰責」といっている。「責任」があるかどうかは社会的に決まるというメタな立場をふくんだ定義になっている。

私はこの点を implicit にしか議論しなかったが、最近、盛山和夫がほぼ同じ論点をとりあげて資源の平等論を explicit に批判している(盛山, 2004)。盛山が批判する資源の平等論は Dworkin のというより、Cohen や Roemer など分析的マルクス主義のそれである可能性

がある(長谷川, 2004)。上で述べた「機会の平等」原理とマルクス主義の内在的な近さからもその可能性は無視できないので、ここでは「資源の平等」という Dworkin の術語をさけ、英語の通称 "luck egalitarianism" を直訳して「原因一平等主義」とよぶことにしよう。盛山自身は「責任一平等主義」とよんでいるが、「責任」と「原因」は必ずしも同義ではない。もちろん、盛山の批判の妥当性とこれらの点は関係ない。

盛山の批判は簡単明瞭である。原因一平等主義は責任がある/ないを客観的に同定できると考えている。つまり、その当人に原因があることかそうでないかが同定できると考えている。だが、実際には責任の有無を客観的に同定することはできない、それゆえそれを強制的な配分の根拠にはできない。

いうまでもないが、盛山は強制的な配分それ自体を否定しているのではない。その根拠として客観的な因果の有無を立てることはできない、といっているだけである。盛山は責任の有無は制度的に決まると考えている。

原因一平等主義を社会学的に論じるとすると、盛山の批判が正解となるだろう。だが、私はここであまりに早く制度をだすことにためらいを覚える。責任概念が制度的なものであることはいうまでもないが、責任についての全ての判断が制度に還元されるといえるのだろうか。あらゆる責任が客観的に決められるというのはまちがっているとしても、客観的に決められる部分があるのではなかろうか。少なくともその可能性を検討する必要があると思う。

2.5

もう少し厳密に考えみよう。

あるレベルにおいては、あらゆる因果帰属は制度的に決まるといってよい。例えば、因果の有無は因果が帰属する主体 agent という概念を必要とする。現在私たちが有する知識の範囲内でも、帰属主体の立て方は社会ごとにかなりちがう。例えば近代社会といわれる社会群で、帰属主体となるのは基本的に個人である(場合によっては法人が帰属主体になることもあるが、これはあくまでも二次的なものにすぎない)。けれども、全ての社会が個人を標準的な帰属主体に立てるわけではない。その事実だけをもって、因果帰属の有無は制度的なものであるといってよい。

だが、これが原因一平等主義への批判になるかといえば、それは疑問である。帰属主体が個人であることが制度的なものだとしても、原因一平等主義にはあまり関係がないからだ。「帰属主体が個人である」という前提を共有した人々の間で「機会の平等」を定義するとすれば、と修正すればよいからである。原因一平等主義がめざしているのは近代社会群における一般的な帰責ルールであって、人類に普遍的な正義の原理ではないと考えることはできる。「本人に原因する」(正確には「本人の人格に原因する」)という定義と「本人に帰責できる」という定義の間をあまり距離があると考えるのは(私はかつてそう考えたのであるが)、因果一平等主義に不当だろう。

こう考えた場合、いくつかの「帰属できる」要因候補があがってくる。例えば、本人の両親の職業属性(例えば父主職)である。近代社会の内部で親の職業が本人の責任であると考える人はまずいない。時間的な先後から考えて、親の職業は本人に原因する事態ではないからである。そして、少なくとも現在までのところ、親の職業属性は結果として本人の保有する資源(あるいは大小)に影響することはわかっている。

この状況をどう考えるべきなのだろうか。最初にことわっておくと、この状況において因果が客観的に同定できているわけではない。親の職業属性がさらなる別の変数の従属変数である可能性は排除できないからだ。この点が現実の強制的配分を実行する上で重大な困難になりうることは2.2すでにふれた。その意味で、この状況においても盛山の批判は依然有効である。

その反面、この状況において、測定された資源の量の大小は「本人に原因しない(帰責できない)」ことと論定できる。親の職業が別の変数の従属変数であるとしても、時間的先後関係からいって、その別の変数も「本人に原因しない」と考えられるからである。他方、もし親の職業属性と本人の保有資源の間に何かの媒介変数があって、その媒介変数が「本人に原因する」とされているものであれば、a)その媒介変数が実際には「本人に原因する」とはいえないことが明らかになるか、b)その媒介変数と本人の資源保有の関連性のあり方が職業属性によってちがってくる(「シンプソンのパラドクス」の一種)のどちらかだと考えられる。どちらにしても資源保有に「本人に原因しない」要因があると判断される点は同じである。

つまり、客観的な因果同定ができないからといって、「本人に原因しない」といえないとはかぎらない。客観的な責任同定ができないという前提の下では、「本人に原因する」と確証できるケースはないが、「本人に原因しない」といえるケースはある。少なくとも、「本人に原因する」という命題の根拠の有無と、「本人に原因しない」という命題の根拠の有無との間には質的な差がある。

2.6

ただし、この差は原因一平等主義を擁護する論拠にはならない。原因一平等主義のあやしさがどこにあるかを明確にするものである。原因一平等主義は客観的に原因が同定できることで、「原因する」と「原因しない」を同位の事態だとしてしまう。それが問題の根源なのではないか。「ある」と「ない」はちがうのである。

私が立てた定義「本人に帰責できない過去の状態が本人のえた地位と関連している場合に「機会の不平等がある」といえる」に意味があるとすれば、この地点である。この定義は「機会の平等」ではなく、「機会の不平等」を定義するものだ。「機会の平等がある」とはいえないが、多くの人が受け入れ可能な前提の下で「機会の不平等がある」といえるのではないか、と考えて、こう定義した。

いいかえれば「機会の平等」(「機会の不平等」という形をふくめて)を論定するやり方

には二つある。おそらくそれに応じて「機会の平等」を問題だと考える論拠にも二種類あると考えられる。

第一は原因一平等主義の考え方だ。これは原則すべてのケースにおいて本人に原因する／原因しないを同定できるという立場にたっている。その上で、資源の配分をその原因する／しないに対応づけようとする。これは「強い機会の平等論」ともいえる。

第二は「弱い機会の平等論」といえる。これは特定のケースにおいて「原因しない」ことを多くの人が受け入れ可能な形で論定できるという立場にたつ。その上で、「原因しない」ことによる資源配分の格差は強制的再配分の対象になりうるとする。

原因一平等主義にもとづく「強い機会の不平等論」は大きな難点をかかえている。盛山の指摘する通り、原因する／しないをあらゆるケースで判別することはできない。そう考えると、原因一平等主義のもう一つの顔がうかびあがってくる。判別することができないものを判別しようとするのは倒錯である。だとすれば、原因一平等主義自体が一つの倒錯ではないだろうか。つまり、これは原因する／しないで配分を決めるという考え方ではなく、特定の配分を原因する／しないで正当化しようという考え方ではないだろうか。

ここでいう「特定の配分」は必ずしも現時点での所有とはかぎらない。現在とはちがう所有形態が念頭におかれている場合もある。典型的にはマルクスが『資本論』で展開した余剰価値の帰属論を考えればよい。『資本論』の余剰価値論を厳密によんでいくと、「余剰価値」が誰に（または何に）帰属するかの論証はなされていない。機械に帰属するか労働者に帰属するか、その根拠は余剰価値論の内部ではなく、「機械が余剰価値を生み出すわけがない」という人間学的根拠がもちだされている。その延長上でいえば、近代資本主義体制下では機械が余剰価値を生み出すとした上で、その余剰価値は機械の所有者＝資本家に帰属するとする制度だといえる。このどちらが正しいかは余剰価値論の内部では本当は決まらない。そういう意味でも、原因一平等主義とマルクス主義の間にはある近さがある。過剰に原因を特定したいという意識がそこにあるのだろう。

原因一平等主義は特定の配分なり資源保有なりを正当化したいという欲望からくるものだと考えることができる。なぜそういう欲望が強く発動するのかを考える余裕はここではない。Nietzze ならば「やましさ」によるというのかもしれない。保有していた資源を本人には納得しがたい形で奪われたり、脅かされたりした記憶、あるいは逆に保有する資源を本当は他人から奪ったものではないかと感じた記憶が働いているのかもしれない。

2.7

「強い機会の不平等論」へのもう一つ重要な批判は立岩真也によってなされている。

立岩の批判は盛山とは視点がことなる。盛山は、特定の資源保有は因果帰属＝責任によって根拠づけられるが、その根拠づけ自体が制度的産物だとする。それに対して、立岩は保有がそもそも因果帰属によって正当化される必然性がないことを指摘している。この批判も正しいと私は思う。

原因一平等主義は多くの人がもつ心情としてはある程度尊重すべきものだろうが、自明の正義ではない。むしろ、それこそ原因と結果がさかさまで、特定の保有形態を正当化する根拠として呼び出された可能性が高い。いずれにせよ、「機会の平等」の論拠として原因一平等主義をもちだすのはむずかしい。

では「弱い機会の不平等論」についてはどうだろうか？ 原因一平等主義への盛山や立岩の批判はこの立場にどのような影響をあたえるのだろうか？

その一つについては2.3ですでに論じた。こうした形で論定される不平等に関して強制的配分を行おうとすると、別の非原因一不平等を無視する危険性から逃れられない。不公平の是正があらたな不公平をうみだす可能性がある。

もう一つ考慮すべき点がある。これは立岩が指摘している点で、資源保有の格差がもつ問題性はどのような資源保有の根拠が現実に適用されているかによる。原因一平等主義の下では資源保有の根拠は実質的に一つしかない。原因一平等主義そのものである。それに對して、原因一平等主義にこだわらなければ、すべての資源保有にあてはまる根拠を示すものではない。それゆえ、別種の資源保有の根拠をもちこむことができる。

例えば、「最低限度固定」でもいいし「必要に応じて配分する」でもよい。後者の方がより正しいように見えるが、これは可変的な「必要」をどう定義するかという点で、「強い機会の平等論」と同種の困難をかかえる可能性がある。前者はより単純な分、余計な議論をもちだす必要がない。つまり、正しさに関して考察する範囲を限定できるという見通しの良さがある。このどちらにしても、広い意味で結果の平等原理に属するものである（「最低限度固定」は機会の平等論からも導き出すことができるが 佐藤(2002)参照）。

この立岩の指摘にそっていえば、弱い機会の平等論の良さ（これを「良さ」と考えるかどうかは人によってちがうだろうが）は、それがすべての資源保有にあてはまる根拠をく示さない点にある。別の言い方をすれば、機会の平等か結果の平等かのく二択をせまらない点にある。

これは結果の平等原理にもいえる。結果の平等論のなかにも「強い」／「弱い」の二種類があるのである。強い結果の平等論はそれが普遍的な資源保有の根拠を主張するものである。弱い結果の平等論は普遍的な資源保有の根拠を主張せずに、結果の平等がもつ正しさ、もしくは「不正でなさ」を主張するものである。例えば、「最低限度固定」は弱い結果の平等論、「必要に応じて」は強い結果の平等論にそれぞれに近いのかもしれない。どこまでたしかにそうかはわからないが、少なくともそう考える可能性はある。

したがって、「機会の平等か結果の平等か」という問題は二択ではなく、少なくとも五択である。1) 強い機会の平等論をとる、2) 強い結果の平等論をとる、3) 弱い機会の平等論だけをとる、4) 弱い結果の平等論だけをとる、5) 弱い機会の平等論と弱い結果の平等論をとる。立岩が示唆しているように、a)～e)のどれをとるかによって、世界の見え方はたしかにかなりかわってくる。

2.8

弱い機会の平等論からいえば、例えば「最低限度固定」という保有根拠が別にあれば、発見された機会の不平等をどうするかは選択的にできる。つまり、不平等があるからといって必ずしも是正しなければならないとはかぎらない。例えば、ドラスティックな調整手段をとらなければならない場合、いいかえれば社会制度の重要な部分、とりわけさまざまな「自由」と衝突する場合などでは、そういう選択肢が現実的なものとなる。

機会の平等原理にはある逆説がつきまとってきた。機会の平等は自由を重んじるのだが、機会の平等を実現しようとすると何らかの形で自由に強い制限をくわえることになる。この逆説を解消するために、機会の平等論は絶対的に正しい自由とは何かを求めつづけてきた。けれども、逆説をさけるには、必ずしもそれを解消しなければならないわけではない。逆説がおこる状況にそもそも入らないというのも、一つの途である。

これをどの程度とるのかは、現在の資源保有状況への評価に依存するだろう。現在の資源保有状況が大体悪くないと考えれば、機会の不平等が発見されたとしても放置するという選択肢にかたむく。現在の資源保有状況があまり良くないと考えれば、機会の不平等が発見されれば放置しがたくなる。

この関係性はここ十年ぐらい、不平等論・階層論をなやましてきた厄介な問題の答えになるかもしれない。それは科学的に測定される機会の不平等の動向と社会成員の感じる不平等感とのギャップである(佐藤, 2002、樋口, 2003, など)。機会の不平等をどの程度問題であるかは、機会の不平等度の数値的な動向だけではなく、現在の資源保有状況への評価に依存する。もちろんそれを「特定の不平等がふえた／へった」と定式化するのはまちがいだが、不平等の問題性の大小という点でいえば、ギャップ自体はそんなに変な態度ではなく、当事者側の直観的な判断の妥当性を示すものかもしれない。

もちろん、現在進行中の機会の不平等は(弱い機会の不平等論にたてば)直接測定できないにせよ、将来の資源保有状況を大きく動かす可能性がある。その意味で、将来を見越した上では大きな問題になりうる。少なくとも政策的な検討課題としつづける必要があるだろう(苅谷, 2003)。これは機会の不平等の回復不可能性とからんでくるので 3. であらためて論じたいが、現在の社会成員の多くがおかしな判断をしていると考えるのは、不平等論・階層論にとっても dead lock になる。その意味でも、弱い機会の平等論の立場で考えてみる必要があるのではないか。

【文献】

- 長谷川晃, 2004, 「ロナルド・ドウォーキンの倫理的責任論」塩野谷祐一・鈴村興太郎・後藤玲子編『公共哲学叢書5 福祉の公共哲学』東京大学出版会, 121-140.
樋口美雄, 2003, 「序章」樋口美雄+財務省財務総合政策研究所編『日本の所得格差と社会階層』日本評論社, ix-xvi.

- 苅谷剛彦, 2003, 『なぜ教育論争は不毛なのか』 中公新書ラクレ.
- Roemer, John E. 1996 *Theories of Distributive Justice*, Harvard University Press.
=2002 木谷忍・川本隆史訳『分配的正義の理論』木鐸社.
- 佐藤俊樹, 2001, 「それでも進む「不平等社会」」「中央公論」編集部編 2001『論争・中流崩壊』中公新書ラクレ.
- 佐藤俊樹, 2002, 「増殖する不平等感と格差ゲーム」佐藤俊樹『00年代の格差ゲーム』中央公論新社, 100-117.
- 佐藤俊樹, 2003, 「佐藤俊樹「機会の平等」に関する考察1 柔らかな positivism からの接近」,『家族構造や就労形態等の変化に対応した社会保障のあり方に関する総合的研究(3)所得分配と人々の不平等感との関係に関する社会学的分析(平成14年度)』, 25-38, 厚生労働科学研究費補助金研究報告書.
- 盛山和夫, 2004, 「福祉にとっての平等理論」塩野谷祐一・鈴村興太郎・後藤玲子編『公共哲学叢書5 福祉の公共哲学』東京大学出版会, 179-196.
- 立岩真也, 2004, 『自由の平等』岩波書店.

就業意欲も就学意欲も失った若者たち

—若年無業者に関する研究ノート—

東京大学社会科学研究所 玄田 有史
学習院大学大学院 高橋 陽子

1. はじめに

昨年及び一昨年の報告のなかで、若年の所得環境の悪化について考察を進めてきた。その環境悪化の背後には、若年の就業機会の減少があると考えられる。就業機会減少は、若年の失業者やフリーターの増加をもたらしているが、加えて就業意欲すら喪失した若者の増加も促している。そこで本年の報告では、特に若年に焦点を当て、若年者間の就業機会の差をもたらす要因について、多面的に分析を行うこととする。

2. 増加する「就業希望を失った若者」

若年についてはフリーターの増加と失業者の増加が懸念されるものの、その背後にはもっと深刻な就業問題が存在する。働くとする意欲を喪失した若者の増加である。

総務省統計局『労働力調査』から、義務教育を終えた15歳以上25歳未満の若者のうち、就業も失業もしていない「非労働力人口」に注目する。15歳以上25歳未満の非労働力人口は、2003年1-3月平均で853万人に達する。

この非労働力の若者には、就職活動こそしていないものの就業を希望している場合や、すでに就職が内定している場合もある一方で、就職を希望していない人々も少なくない。その理由の大部分は、容易に予想できるように、学校に通学しているからである。しかし実際には、通学もしておらず、就職も希望していない人々が多数存在する。その数は54万人に達し、同時点での25歳未満完全失業者数72万人と比べても、ほとんど遜色ない。

この54万人には、将来、大学、短大などへの進学を考え、いわゆる「浪人」状態にあるために就職もしくは求職活動をしていない場合もある。文部科学省『学校基本調査』によれば、普通高校もしくは通信高校卒業で一浪以上の大学・短大志望の浪人生は、平成14年度で約14万人になる。

すると、先の54万人から浪人生の14万人を除いた40万人は、学校にも通っておらず、進学するために浪人中というわけでもなく、かといって実際に働いているわけでもなければ、働くとする意欲も持っていない人々ということになる。

この就学意欲と同時に就業意欲をも失った若年数の推移を、失業者数と比較したのが、図1である。この就業意欲も就学意欲も失った若年の数は、失業者ほどではないにせよ、

97 年以降ゆるやかに増加をはじめ、2000 年から 2001 年にかけて若干減ったのち、その後ほぼ倍増している。この学ぶ意欲も働く意欲も失った若者たちとは、一体どのような人々なのだろうか。

3. 日本版「ニート」の存在

働くことにも学ぶことにも意欲を失った若者が増えているのは、日本だけではない。イギリスでは、就学、就業、職業訓練のいずれもしない若者を、「NEET（ニート）」と呼んできた。ニートとは、Not in Education, Employment, or Training の頭文字をとったものである。イギリスでは、16 歳から 19 歳の約 1 割がこのニートに該当するという報告（『Bridgeing the Gap』）によって、その存在に注目が集まることとなった。ニートは教育や就職を通じて自分の未来を開く途が閉ざされ、結果的に薬物や犯罪に手を染めたり、ホームレスにもなりやすい。将来は長期にわたって生活保護を受け続けるなど、社会にとって大きなコストとなることが危惧されている。

日本にも少なからずニートに該当する状態の若者が存在し、かつ急増している。しかし、ニートとでも言うべき若者の表情がみてこない。そこで厚生労働省が 2003 年に U F J 総合研究所に委託した「若年者のキャリア支援に係る調査研究」の一環として実施された、若年の職業生活に関する実態調査から、日本版「ニート」の実像に迫ってみたい。

この調査では 35 歳未満の現在無職の人々に、その生活、意識、経歴などを、インターネットを通じてたずねている。そのなかで約 1,200 人弱の無職独身者のうち、求職活動中もしくは独立・開業準備をしている人々を「失業者」、進学準備も求職活動もしておらず、けがや病気で療養・休養中のわけでもなく、「特になにもしていない」と答えた人々を、以下「ニート」と呼ぶことにする。

このニート、失業者、および「その他」の構成を表 1 に示した。ここでいう「その他」には、進学準備、資格取得に向けて勉強中、プロを目指し勉強中、N P O ボランティア活動など就学・就業志向の強い場合の他、家事手伝い、趣味・旅行、けがや病気の療養、休養なども含まれる。

表からは、無職者のおよそ 45 パーセントが失業者、14 パーセントがニートに相当する。男女構成として一つ特徴的なのは、ニートは男性と女性がほぼ半々であることだろう。失業者、そしてニートでも失業者でもない「その他」と比較すれば、ニートでは男性の比率が相対的に高いといえる。

親との同居の状況をみると、失業者、ニート、その他のいずれについても 4 人に 3 人以上が親と同居しており、同居率はきわめて高い。そのなかでニートは相対的に親との同居率は低く、4 人に 1 人のニートが親と同居せずに独身生活をしている。

さらに図 2 には、三者の最終学歴の構成が示されている。就業意欲も就学意欲も失っているニートは、就業意欲のある失業者に比べて、最終学歴が中学卒もしくは高校卒の場合が多くなっている。特にニートの場合、最終学歴が中学卒である人々が約 2 割に達してい